

兵庫県海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会及び但馬海区漁業調整委員会の委員（以下「海区委員」という。）の選任の手續等について、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「漁業者代表委員」とは、法第138条第5項の規定による漁業者又は漁業従事者の海区委員をいう。

2 この要綱において、「学識委員」とは、法第138条第7項の規定による資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する海区委員をいう。

3 この要綱において、「中立委員」とは、法第138条第7項の規定による海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない海区委員をいう。

(定数)

第3条 海区委員の定数は、兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会にあつては15人、但馬海区漁業調整委員会にあつては10人とする。

2 漁業者代表委員、学識委員及び中立委員の定数は、別表のとおりとする。

(推薦及び募集の周知)

第4条 法第139条第1項の規定による推薦の求め及び募集に当たっては、必要な事項を本県ウェブサイトへ掲載し、必要に応じてその他の方法により公表するものとする。

2 前項の推薦の求め及び募集の期間は、その開始の日から起算して少なくとも30日を経過する日までの間とする。

(被推薦者及び応募者の資格)

第5条 海区委員として推薦を受ける者（以下「被推薦者」という。）及び募集に応募する者（以下「応募者」という。）は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次の各号に該当しない者とする。

(1) 法第138条第4項各号に該当する者

(2) 法第140条又はその他法律等により海区委員との兼職が禁止されている職にある者

(3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団員

(4) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(推薦及び応募手続)

第6条 法第139条第1項の規定による推薦をし、又は同項の規定による募集に応募しようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 個人が推薦する場合 海区漁業調整委員会の委員推薦申込書（個人推薦用）（様式第1号）
- (2) 法人又は団体が推薦する場合 海区漁業調整委員会の委員推薦申込書（法人又は団体推薦用）（様式第2号）
- (3) 自ら募集に応募する場合 海区漁業調整委員会の委員応募申込書（様式第3号）

（被推薦者及び応募者の公表）

第7条 法第139条第2項の規定による公表は、本県ウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（候補者の評価）

第8条 被推薦者及び応募者の評価を行うため、兵庫県海区漁業調整委員会委員候補者審査会（以下「候補者審査会」という。）を置く。

- 2 候補者審査会は、被推薦者及び応募者の評価を決定し、その結果を知事に報告するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、候補者審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（海区委員の選任）

第9条 知事は、候補者審査会の報告を参考として海区委員の候補者を決定のうえ、県議会の同意を得て海区委員を任命する。

（海区委員の補充）

第10条 法第141条による辞任、法第142条による失職及び法第144条第1項による罷免等により欠員が生じた場合は、必要に応じて、この要綱に定める手続きに基づき、海区委員を補充する。なお、法第138条第5項及び第7項の規定に反する欠員が生じた場合は、この要綱に定める手続きに基づき、速やかに海区委員を補充する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、海区委員の選任に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月2日から施行する。
- 2 一部改正 令和6年9月5日

別表（第3条関係）

漁業者代表委員、学識委員、中立委員の定数

	兵庫県瀬戸内海海区 漁業調整委員会	但馬海区 漁業調整委員会
漁業者代表委員	9人	6人
学識委員	4人	3人
中立委員	2人	1人

2 推薦者（推薦する者）

(ふりがな)		住所	〒	—
氏名				
電話番号	自宅：		携帯電話：	
性別	男・女	生年月日	昭和・平成	年 月 日生（ 歳）
職業	漁業 ・ その他（ ）			
推薦理由 (200字程度)				
<p>兵庫県知事 様</p> <p>前記1の者を（兵庫県瀬戸内海・但馬）海区漁業調整委員会の委員として推薦します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p>				

3 被推薦者（推薦を受ける者）の宣誓・同意

<p>兵庫県知事 様</p> <p>兵庫県海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱第5条各号に該当しないことを宣誓のうえ、（兵庫県瀬戸内海・但馬）海区漁業調整委員会の委員の推薦を受けること並びに兵庫県が本申込書に記載された内容および資格の有無等について確認を行うため、必要に応じて関係機関に照会等を行うことについて同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p>

※ 添付書類：被推薦者の住民票（発行後3か月以内で本籍地の記載があるもの）

2 推薦者（推薦する者）

(ふりがな)		(ふりがな)	
法人又は 団体の名称		代表者又は 管理人の氏名	
住所	〒 ー		
電話番号		構成員の数	人
構成員の 資格・要件等			
法人又は団体 の活動目的			
推薦理由 (200字程度)			
<p>兵庫県知事 様</p> <p>前記1の者を（兵庫県瀬戸内海・但馬）海区漁業調整委員会の委員として推薦します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>法人又は団体名 代表者又は管理人の職氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

3 被推薦者（推薦を受ける者）の宣誓・同意

<p>兵庫県知事 様</p> <p>兵庫県海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱第5条各号に該当しないことを宣誓のうえ、（兵庫県瀬戸内海・但馬）海区漁業調整委員会の委員の推薦を受けること並びに兵庫県が本申込書に記載された内容および資格の有無等について確認を行うため、必要に応じて関係機関に照会等を行うことについて同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>
--

※ 添付書類：被推薦者の住民票（発行後3か月以内で本籍地の記載があるもの）

応募理由 (200字程度)	
兵庫県知事 様 兵庫県海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱第5条各号に該当しないことを宣誓のうえ、上記のとおり（兵庫県瀬戸内海・但馬）海区漁業調整委員会の委員に応募します。また、兵庫県が本申込書に記載された内容および資格の有無等について確認を行うため、必要に応じて関係機関に照会等を行うことについて同意します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> 氏名 印 </div>	

※ 添付書類： 応募者の住民票（発行後3か月以内で本籍地の記載があるもの）

漁業者代表委員・学識委員への応募に際し、推薦者がある場合のみ
 推薦者（推薦する者）

(ふりがな)			
氏名	(法人又は団体の場合) 名称及び代表者又は管理人の氏名		
住所	〒 ー		
電話番号		性別（個人の場合）	男・女
職業（個人の場合）		構成員の数（法人又は団体の場合）	人
構成員の資格・要件等 (法人又は団体の場合)	構成員の 資格・要件		
	法人又は団体の 活動目的		
兵庫県知事 様 応募者を（兵庫県瀬戸内海・但馬）海区漁業調整委員会の委員として推薦します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> 氏名 印 </div> (法人又は団体名の場合、代表者又は管理人の職・氏名)			